

平成21年3月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 国家賠償法に基づく損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成21年3月10日

判	決
原告	X
被告	国

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、2027万0435円及びこれに対する平成20年7月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、足利税務署長が、原告に対し、平成20年2月27日付けで原告の平成16年分及び平成17年分の所得税について更正(以下「本件各更正」という。)を行ったところ、原告が、本件各更正に従った結果、実際には還付されていない還付金の額相当額についても納付する義務があると誤信してこれを納付し、それにより同額の損害及び本訴提起のための弁護士費用相当の損害を被ったとして、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、上記各損害の賠償及びこれに対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

- 1 前提事実(争いのない事実及び括弧内掲記の証拠等により容易に認められる

事実)

- (1) 原告は、足利税務署長に対し、平成19年5月18日、平成16年分及び平成17年分の所得税の確定申告書を提出した。平成16年分の確定申告書の内容は、事業所得が赤字であり、不動産所得及び給与所得と損益通算を行うと、656万0259円の還付金が生じるというものであり、平成17年分の確定申告書の内容は、同様に1191万0176円の還付金（以下、平成16年分の還付金と併せて「本件各還付金」という。）が生じるというものであった（乙2、3）。
- (2) 足利税務署長は、平成19年5月18日当時、原告の個人事業等に対する実地調査を行っていたことから、所得税法施行令267条4項に基づき、原告に対する本件各還付金の還付を留保した（弁論の全趣旨）。
- (3) 足利税務署長は、原告に対し、平成20年2月27日付けで、別紙1及び2記載のとおり、本件各更正を行った（甲1、3、乙6、7）。
- (4) 原告は、国に対し、平成20年3月27日、本件各更正の更正通知書に記載された「本税の額」（別紙1及び2の㊸の㊹欄「差引納付すべき税額又は減少する税額」欄括弧内記載の額）の金額（平成16年分につき1883万2900円、平成17年分につき1684万2300円。）を納付した（甲2、4）。

2 争点及びこれに関する当事者の主張

本件各更正は違法か。

(原告の主張)

足利税務署長は、還付金の有無及びその額を正確に把握する職務上の注意義務があるところ、本件各還付金が実際には還付されていないにもかかわらず、これを看過して本件各更正を行ったのであるから、本件各更正は上記注意義務に違反した違法なものである。そうでないとしても、本件各更正は、還付されていない還付金が加算されて記載されている旨通知すべき注意義務

に違反してされた違法なものである。

この足利税務署長の不法行為により、原告は、本件各更正の「本税の額」欄記載の納税義務があると誤信し、所得税を課す者としての被告（以下、この意味における被告を「国」という。）に対し、平成20年3月27日、平成16年分の更正後の「本税の額」の一部として受領していない還付金の額に相当する税額である656万0259円を、平成17年分の更正後の「本税の額」の一部として受領していない還付金の額に相当する税額である1191万0176円を、それぞれ納付し、これにより同額の損害を被った。また、これと相当因果関係のある弁護士費用は180万円である。よって、被告は国家賠償法1条1項に基づきこれらの損害を賠償すべき義務を負う。

（被告の主張）

更正通知書には、納付すべき税額が更正により増加するときはその増加する部分の金額を、還付金の額に相当する税額が更正により減少するときはその減少する部分の金額を、いずれも記載することとされているが（国税通則法28条2項3号イ及びロ）、更正通知書の「本税の額」には、更正により増加する税額及び減少する還付金額がいずれも存在する場合には、これらが合算された金額が記載されることになる。また、更正により減少する還付金額は、更正前の還付金が実際に還付された否かにかかわらず、減少する金額を機械的に算出して記載されるのであって、本件各更正の通知書の記載に何ら違法性はなく、本件各更正も違法ではない。したがって、被告が原告に対し国家賠償法に基づく損害賠償責任を負うこともない。

第3 当裁判所の判断

申告納税方式による国税は、納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又は納税者の申告に係る税額が税務署長又は税関長の調査したところと異なる場合に限り、決定（国税通則法25条）又は更正（同法24条）により確定する（同法16条1項1号）。このよ

うに、申告納税方式による国税は、納税者の申告により第一次的に確定するのであり、更正は既に確定した税額を変更する処分であるところ、このような更正の性質から、国税通則法は、納税者の申告に係る還付金が現実に還付されたか否かにかかわらず、更正通知書に「その更正前の還付金の額に相当する税額がその更正により減少するときは、その減少する部分の税額」を記載しなければならないとしている（同法28条2項3号ロ）。したがって、更正の時点において、その更正前の還付金の額に相当する税額が還付されていないとしても、その更正前の還付金の額に相当する税額が更正により減少するときは、更正通知書にその減少する部分の税額を記載する必要があることとなる。

本件各更正の更正通知書においても、更正前の「還付金の額に相当する税額」として本件各還付金額が記載され（別紙1及び2の㊸の㊸欄）、これが更正により存在しないことになる（同㊸の㊸欄が空欄となっている。）ため、更正前後の「還付金の額に相当する税額」の増減差額としては、本件各還付金額分のマイナス（△）となる旨記載されている（別紙1及び2の㊸の㊸欄）ところ、このような記載は上記国税通則法の定めに従ったものであって、何ら違法であるとは認められない。そして、更正が、納税者の申告により第一次的に確定した税額を変更して、納付すべき税額を算出して確定することを目的とする処分であることからすれば、足利税務署長が、原告の税の未納状況や還付金の還付状況にかかわらず、本件各更正により増加した「納付すべき税額」（同㊸の㊸欄）及び減少した「還付金の額に相当する税額」の和を「本税の額」とした本件各更正を行い、その旨の更正通知書を原告に交付したことに違法性は認められない。

これに対して、原告は、本件各更正が還付金の有無及びその額を把握すべき注意義務に違反してされた違法なものである旨主張する。しかし、本件各還付金が原告に還付されたか否かにかかわらず、行われるべき更正の内容に異なるところがないことは上記したところから明らかであるから、原告が主張する注

意義務違反が本件各更正の違法性を基礎付けるものでないことも自ずから明らかである。

また、原告は、本件各更正が、還付されていない還付金が加算されて記載されている旨通知すべき注意義務に違反してされた違法なものであるとも主張する。しかし、申告により確定した税額を変更して納付すべき税額を確定するという更正の本質からすると、納税者が還付金があるとして申告した以上、それを前提とした更正が行われ、その旨の通知がされるのは当然のことであり、それ以上に足利税務署長において原告が主張するような通知を行うべき義務があったとはいえない。

第4 結論

よって、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

宇都宮地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官	柴田秀
裁判官	熊代なつみ
裁判官	近藤義浩